

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託仕様書

本仕様書は、那覇市役所本庁舎の外周(ベランダ含む)及び中庭に設置されている植物を、植栽計画・設計の意図に基づいて植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図ることにより、植栽の目的・機能を達成、維持するための植栽維持管理業務(以下「植栽管理業務」という。)を実施するために必要な仕様を示すものである。

受注者は、植栽管理業務の遂行にあたり市庁舎の特殊性を十分認識し、この仕様書に示されていない事項であっても業務の性質上当然と思われる業務、または、軽微な業務については、これを実施すること。

1 業務名

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

3 植栽管理業務の目的

- (1)植栽地の目的、機能を十分に把握しそれぞれの目的、機能に応じた管理を行うこと。
- (2)植物は1年を通じ各季節ごと異なる生活形態を持っており、この植物としての特性を十分に把握し、植物の経年変化に対応した管理を行うこと。

4 植栽管理業務の範囲と内容

- (1)本庁舎の植栽管理業務の範囲は、別紙1「植栽図面」による。
- (2)受注者は、別紙2「植栽管理スケジュール」に基づき別紙3「那覇市本庁舎における管理の要点」を参照のうえ、随時管理する植栽及び構内を巡回点検し、整枝、剪定、施肥、芝刈、病虫害防除、除草、伐根除草、灌水を行うものとする。
- (3)上記(2)以外に本庁舎正面にある2本のがじゅまるの剪定、芝刈を年2回、除草を適宜行うものとする。
- (4)緑化事業の一環として、ピィパーズ(和名:ヒハツモドキ)の植栽を新たに予定している。当該植物の植栽及び管理に際しては、細心の注意を払い作業を行うものとする。
- (5)本仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、履行期間に植栽に異変(枯れる等)等の関係で、仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、発注者と受注者が協議し円滑な履行に努める。

5 業務責任者の資格

業務責任者は常勤の者であって、造園施工管理技術士の資格を有する者を

選任すること。

6 作業員の届出

受注者は、発注者に対しあらかじめ受注者の使用人(以下「作業員」という。)が記載された作業員名簿を提出し、当該名簿に記載された者以外のものを植栽管理業務に従事させてはならない。作業員が代わる場合も同様とする。

7 作業員の条件

- (1) 受注者は、作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた作業員は、植栽管理業務に従事させてはならない。
- (2) 発注者は、作業員として不適当と認めた者があるときは、受注者に対し別の者の配置を要求することができる。
- (3) 受注者は前項の要求を受けたときは、1週間以内にその者を交替しなければならない。

8 作業場の義務

- (1) 受注者は、植栽管理業務の重要性をよく認識のうえ、誠意をもって履行し、作業員には外来者に対して、言葉遣い、動作等に注意して懇切丁寧に対応するよう十分指導しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく植栽管理業務の範囲外の室に作業員を立ち入らせてはならない。
- (3) 受注者は、植栽管理業務作業に際し、発注者の執務の妨げにならないよう留意するものとする。
- (4) 作業員は、カギの受渡しについては発注者の指示に従い、その責任を明らかにしなければならない。

9 書類の提出

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し発注者の承諾を受けること。
 - ア 年間作業計画書
 - イ 受託者責任届出書及び受諾責任者経歴書
 - ウ 施行計画書(施行体系、緊急連絡先等を明記する)
 - エ 材料承諾願(施肥、防除等に使用する材料)
 - オ 作業員名簿
- (2) 受注者は契約月当初及び作業実施月の前月25日までに年間作業計画表に基づき次の書類を提出し発注者の承諾を受けること。
 - ア 月間作業計画表
 - イ 薬品防除作業報告書
 - ウ 植物被害報告書(随時)
- (3) 受注者は毎月、月の初めに前月分にかかる次の書類を提出し発注者の確認

を受けること。

- ア 業務完了届
- イ 業務日誌
- ウ 業務写真
- エ 植物年度末現在高報告書
- オ その他発注者が指示するもの

(4)受注者は前年度に実施した補植の経過を観察し、補植した翌年度の2月末日までに発注者に報告すること。

10 防除作業の留意点

病虫害防除に使用する薬剤は「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づくものとするが、薬剤の選択にあたっては、薬効のみにとらわれず、道路利用者や沿道住民への安全を優先し、なるべく毒性の低いものを使用する。

- (1)薬剤の使用に際しては、農薬取締法、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付、農林水産省消費・安全局長通知)」などの農薬関係法規並びにメーカーなどで定める使用安全基準、使用方法を遵守し、事前に周囲居住者などへの周知徹底をはかるなど人畜への安全に十分配慮する。
- (2)実施に先立ち対象樹木の種類、病気、使用薬剤の使用方法及び実施日、天候の状況、周辺居住者への周知徹底の方法などについて発注者と充分協議する。
- (3)使用日は風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、周囲の対象物以外のものにかからぬよう注意する。
- (4)使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

11 作業用機械器具

- (1)作業用の機械器具、道具類は各作業に適するものを使用する。
- (2)発注者が不相当と認めたときは、取替えを指示する事がある。
- (3)植物管理に必要な結束材、樹勢回復材等の資材は受注者の負担とする。

12 清掃

- (1)強風等により、マルチング材や樹木の枯葉等がドレーン孔や建物の角に集積するため、巡回の際清掃を行うこと。
- (2)植え込み地内に散乱するごみ類と共に落葉、落枝等かき集め、受注者の負担により、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ、土、マルチング材を含まないように注意する。

13 安全管理

業務の安全衛生に関する管理は、受注者の責任において関係法令に従ってこれを行う。受注者は業務の安全確保のため、業務内容に応じた安全規則を定めて、作業員に周知徹底を図る。

- (1)受注者は、当該作業内容が別途本市の発注した工事、業務及び本市が直接行う作業等と隣接または交錯する場合、常に相互に調整して安全管理に支障がないように措置する。
- (2)受注者は、危険防止のための仮囲い、柵等適切な施設を設置する。また、墜落・転落の恐れがある作業については、必要に応じて安全用具（安全帯、安全ネット、保護帽等）を使用し、作業員の墜落防止の措置をとるとともに材料、工具等の落下防止対策を講じなければならない。
- (3)必要に応じて保安要員、誘導員等を配置する。
- (4)受注者は、作業を中断する場合や数日にわたる作業を行う場合は、その期間中作業場所における危険防止の措置を講じる。

14 損害賠償

- (1)作業の施工にあたり施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施工する。万一損傷した場合は受注者の負担において原形に復する。
- (2)受注者は、人身事故、災害または第三者に損傷を与える事故等が発生した場合は応急措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく発注者に報告し損害賠償の負担をすること。

15 発生材処理等

発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、発生材の処理は次による。

再生資源化を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入すること。

上記以外のものは、全て本庁舎外に搬出し、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等により受注者の負担で適切に処理し、発注者に報告する。

16 補植

- (1)植物の一部に、病虫害等による枯死等、また、その他の原因により生育の悪いものがある場合は、受注者の負担で株増し、又は他の種類の同等以上の草花で補植すること。

※植栽管理面で不適切と判断される場合に限り補植の対象とする。種類、数については発注者受注者協議のうえ決定する。

- (2)補植の時期は、1月～2月とすること。

17 費用負担

- (1)植物管理などで当然に必要な作業に要する道具及び薬剤、肥料、資材等の調達を受注者の負担で随時行うこと。
- (2)日常作業の中で行う清掃のための用具またそれにかかる消耗品は受注者の負担で行う。

- (3) 業務を行うために必要な電力及び水は、発注者の負担とする。
- (4) 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

18 その他

- (1) 受注者施工による、近隣からの苦情及びその損害補償等が生じた場合は、受注者の責任のうえ、受注者が負担する。
- (2) 受注者施工にあたっては、既設構造物等の保安維持には十分留意し、万一損傷を与えた場合は速やかに責任を持って処理又は原型に復すること。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (3) 安全対策には十分注意すること。万一、事故等が起きた場合は、受注者において処理すること。
- (4) その他、発注者と十分協議の上、業務全体の円滑な履行に努めると共に、作業に当たっては発注者の指示に従うこと。
- (5) 受注者は、那覇市公契約条例第5条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策へ協力すること。
- (6) 受注者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いがないようにすること。
- (7) 適用を受ける関係法令・規格等は、改定等があった場合は最新のものとす。